

事業者のみなさんへ

事業系ごみの 適正処理パンフレット

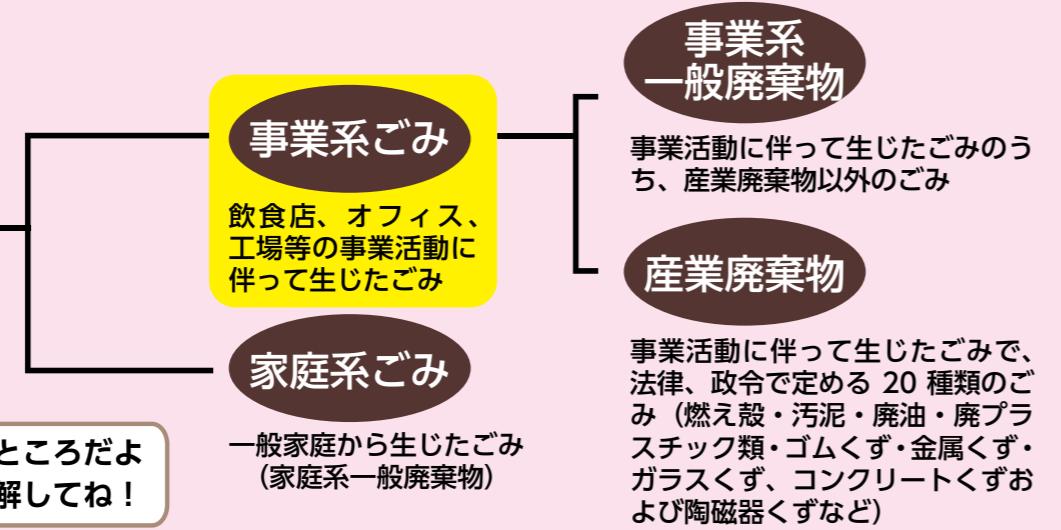
事業活動に伴って出るごみは、
種類や量に関わらず、
家庭系ごみ収集ステーションには出せません

・事業系ごみとは	2P
・一般廃棄物の例	2P
・事業系ごみは、家庭系ごみ収集ステーション には出せません	3P
・事業系ごみは適正に処理しましょう	3P
・事業系一般廃棄物の処理方法	4P
・清掃工場では、定期的に搬入ごみの検査を 実施しています	4P
・事業用大規模建築物の所有者等は届出が 必要です	4P
・事業系一般廃棄物の収集運搬及び処理 施設一覧	5P
・よくある質問	5P
・適正処理はごみの減量につながります	6P
・「ふなR連携事業者」の認定を受けよう	6P
・こんな工夫でごみは減らせます	7P
・市内事業者のごみ分別・減量への取り組み の紹介	7P
・産業廃棄物を処理するときは	8P
・より詳しく知りたい方は	8P



適正処理はごみの減量化
にもつながります
ルールを守って正しく処理
しましょう

事業系ごみとは



事業系ごみの一例（飲食店の場合）

事業系一般廃棄物

- 調理くず
- お客様の食べ残し
- レシートなどの紙ごみ
- お客様の使ったわりばし・紙コップ
- 木製のイスや食器

産業廃棄物

- ゴム手袋
- 廃蛍光灯
- 割れたガラスコップ
- ポップ、のぼり、発泡スチロール等の廃プラスチック類
- 金属製のイスや食器

一般廃棄物の例

※業種によっては、産業廃棄物に該当する場合があります。

可燃ごみ

紙くず

- 汚れた紙くず
- 紙コップ
- 写真
- 感熱紙（FAX 用紙）



生ごみ（水切りは必ず行うこと！）

- 食品の食べ残し・売れ残り
- 調理残渣



その他

- 刈草
- 落ち葉
- 枝木（幹の直径10cm以内、長さ50cm以内）
- 木製の食器



粗大ごみ

- 木製の家具・机
- 大型の木くず



資源ごみ

ビン・カン（飲料用）

※中を水ですすいだ物のみ



有価物

古紙類

- 新聞・雑誌
- 綺麗な段ボール
- OA 紙
- 雑がみ
 - ・カレンダー
 - ・ポスター
 - ・おかし、ティッシュなどの空箱など



事業系ごみは、家庭系ごみ収集ステーションには出せません



事業系ごみは適正に処理しましょう

事業系ごみは次のページの内容を参考にして適正に処理してください。

処理するまでの間、保管する場合は、以下のように品目ごとに整理整頓してください。



- ・一般廃棄物、産業廃棄物は分けて保管してください。
- ・ごみの飛散、流出、悪臭の発生がないように保管してください。
- ・ねずみ、蚊、ハエ、その他の害虫が発生しないようにしてください。
- ・屋外で保管する場合は、カラスや猫などによる被害防止のために、ネットや容器等を用いてください。
- ・モバイルバッテリーや小型家電などは、火災事故発生などの危険がありますので、分別の徹底をお願いします。



正しく処理するにはどうすればいいんだろう？



事業系一般廃棄物の処理方法



事業所

商店
飲食店
スーパー
事務所
工場
倉庫など

●可燃ごみ
生ごみ、紙くず、細かい枝葉など



捨てる際は許可を持った業者に委託するか、自分で清掃工場等に持ち込んでね！



又は自己搬入

北 部 清 掃 工 場
南 部 清 掃 工 場

→ 焼却

●粗大ごみ
木製の家具・机・椅子、大型の木くずなど



又は自己搬入

西浦資源リサイクル施設
北 部 清 掃 工 場

→ 焼却

●資源ごみ
空ビン、空カン
(飲料用で中を水ですすいた物に限る)



又は自己搬入

船橋ビン・カン・ペット
リサイクルセンター
※ビン・カンは必ず分別して搬入してください。

→ 資源化

●有価物
コピー用紙、段ボール、古着、新聞、雑誌、雑紙など
資源化することができるものに限る



又は自己搬入

古 紙 問 屋 な ど
(※収集業者: 船橋市有価物回収協同組合
自己搬入先: 市川紙原株、株斎藤英次商店
リーガル・サービス株)

→ 資源化

- ・事業系一般廃棄物の処理は有料です。
- ・食品廃棄物等は、民間ごみ処理施設で資源化することもできます。
- ・やむをえず他市町村に所在する業者に処理委託する場合は、事前に廃棄物指導課へご相談ください。
- ・自己搬入する際は、ごみ発生場所が確認できるもの（社員証、名刺など）を持参してください。

清掃工場等では、定期的に搬入ごみの検査を実施しています

〈搬入ごみ検査時の写真〉



合成ゴムは廃プラスチック類であり、産業廃棄物です。



きれいなダンボールは有価物です。



不適正なごみが見つかった場合、排出者も指導・罰則の対象となることがあります。

事業用大規模建築物の所有者等は届出が必要です

事業用大規模建築物に該当する場合、廃棄物管理責任者選任等届出書の届出と事業系一般廃棄物減量等計画書の提出が必要です。

詳しくは右の二次元コードから市ホームページにアクセスし、ご確認ください。



市ホームページへのリンク

事業系一般廃棄物の収集運搬及び処理施設一覧



事業系一般廃棄物の処理は市の許可業者に委託しよう
下の二次元コードから市ホームページにアクセスして連絡してみてね



事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者及び
処理施設一覧についての市ホームページ



収集はオレンジ色の車体で行うよ



よくある質問

Q1 事業活動とは何を指すか？小さな規模の個人商店や店舗兼住居の場合はどうなるか？

「事業活動」とは製造業や建設業などに限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動、水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念として捉えられています。

また、排出量の条件はないため、少量であっても事業活動により生じる廃棄物は、事業系一般廃棄物もしくは、産業廃棄物として適正に処理しなければなりません。

Q2 なぜ事業系ごみをごみ収集ステーションに捨てていけないのか？

船橋市においては、ごみ収集ステーションは、家庭から出たごみを一時的に集積することを目的として設置されていますので、事業系ごみを出すことはできません。資源ごみ（ビン・カンなど）や、有価物（段ボールや紙ごみなど）においても同様です。

「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と法律により定められています。

事業系一般廃棄物は、許可を持った業者に委託するか、ご自身でごみ処理施設等に持ち込み、適正処理を行ってください。

Q3 発泡スチロールを事業系一般廃棄物で処理できるか？

事業に伴って発生した発泡スチロールは産業廃棄物です。産業廃棄物処理業許可業者と契約し適正に処理をしてください。産業廃棄物の種類や処理方法について詳しくは裏表紙をご参照ください。

Q4 分別排出しないと、罰則はあるか？

事業系ごみを一般廃棄物と産業廃棄物とに適正に区分せず、あわせて処理を委託することや、産業廃棄物の処理を一般廃棄物の収集運搬業許可業者に委託することは、委託基準違反となり罰則（5年以下の拘禁刑もしくは1000万円以下の罰金）があります。

Q5 やむをえず他市の施設で処分したい場合は？

事業系一般廃棄物を他市の施設で処分する際は、自治体間の協議が必要になる場合がありますので、必ず事前に廃棄物指導課へご相談ください。

Q6 事業所で使用していた家庭用家電（エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫など）の処理はどうすればいいか？

家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機は、事業活動で使用していたとしても捨てるときは特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象品目となります。販売店に引き取る義務がありますので引き取り（有料）を依頼してください。

販売店が不明などの場合については、下記にお問合せください。

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター

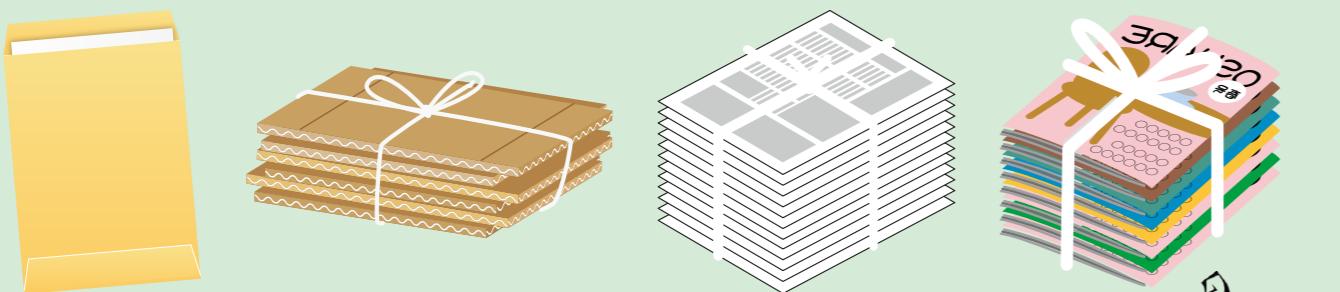
0120-31-9640 (<https://www.rkc.aeha.or.jp/>)

Q7 事業所で使用しているパソコンの処理はどうすればいいか？

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、パソコンメーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいます。詳しくは、パソコンメーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会にお問合せください。購入時の標準付属品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル）などと一緒に回収してもらえます。

一般社団法人パソコン3R推進協会 事業系パソコンリサイクルセンター 03-5282-7685 (<https://www.pc3r.jp/office/>)

適正処理はごみの減量につながります



分別すれば、このようなものは有価物として売却できるよ！
ごみの量を減らせるから、処理コストの削減にもなるね♪



「ふなR連携事業者」の認定を受けよう

船橋市では、ごみの減量及び資源化に取り組んでいる事業者を「ふなR連携事業者」として、認定しています。

認定項目

- リデュース・リユースの推進
 - ・レジ袋削減及びマイバッグ等使用
 - ・簡易包装の実施
 - ・リユース商品、エコ商品等の取扱い

○店頭回収

- ・食品トレー（色付き、白、透明）
- ・ペットボトル等

○食品ロスの削減

- ・小盛りメニューなど食べ切れる量の提供
- ・持ち帰りの実施
- ・3010運動などによる食べ切り
- ・食品ロスに係る啓発や情報提供

○模範的3Rの実践

- ・リデュース（ペーパーレス化等）
- ・リユース（再使用の推進等）
- ・リサイクル（不要物の再商品化等）
- ・従業員に対する3Rの周知及び研修等



〈協働事業時の様子〉



認定を受けるとこんなメリットがあるよ

- (1) 認定証やオリジナルステッカーを贈呈します！
- (2) 市ホームページやイベント等で事業者の紹介を行います！
- (3) 協働でごみの減量・資源化につながる事業を実施します！



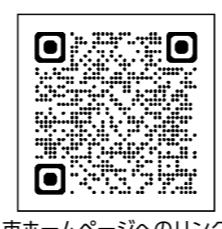
協働事業の事例紹介

過去に協働でごみの減量・資源化につながる事業を実施した事例を掲載します。

協働での事業実施をお考えの場合は、廃棄物指導課までご相談ください。

〈実施事例〉

- ・リサイクルポットとフラワーロスを活用した親子環境ワークショップ
- ・環境とものづくりについて楽しく学ぶ 親子工場見学



市ホームページへのリンク

申請方法及び詳細について

窓口またはオンラインにて申請できます。
詳しくは右記の二次元コードからご確認ください。

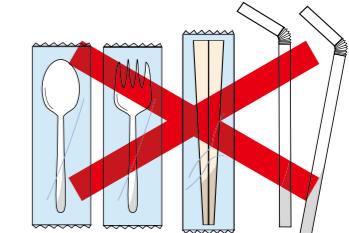
こんな工夫でごみは減らせます

日々のちょっとした取り組みや、少しの工夫からでもごみの減量につながるよ！



取り組み例

- 紙コップや割りばしの利用を見直す。
- 分別ルールを写真等を利用しわかりやすく掲示する。
- 分別した有価物は売却する。
- 未利用食品を寄付するなど、食品ロス削減を検討する。



◀食品ロス削減に関する
市ホームページへのリンク

- 食品廃棄物の資源化を検討する。
※他市施設で資源化する際は、事前に市にご相談ください。



実際にごみの分別・リサイクルに積極的に取り組んでいる事業者に話を聞いてみたよ
市内事業者の取り組みを見てみよう！



市内事業者のごみの分別・減量への取り組みの紹介



ごみの種類を21品目に分け、それぞれ廃棄ボックスを設置しています。品目ごとに写真を掲示し、「見える化」を図っています。



分別の間違いが多いものに注意喚起の掲示をしています。
外国人従業員向けに、多言語での表記も取り入れています。



段ボールは有価物回収業者に回収を依頼しています。
分別の良い例、悪い例を示し、雑な分別を防いでいます。

産業廃棄物を処理するときは

産業廃棄物の処理をするときは、以下を参考にして下さい。

許可業者の探し方

一般社団法人 千葉県産業資源循環協会
電話番号：043-239-9920
ホームページ▶



(全国の優良産業廃棄物
処理業者)
優良さんぽいナビ
ホームページ▶



産業廃棄物を処理す
る際は、様々なルー
ルもございますので、
こちらをご覧下さい。
(市ホームページ)
産業廃棄物の処理基準



(参考) 産業廃棄物の種類と具体例

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす等
	(2) 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着液、廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類等全ての酸性廃液等
	(5) 廃アルカリ	写真現像液、廃ソーダ液、金属せっけん液等全てのアルカリ性廃液等
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物等

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固体不要物、動物のふん尿、動物の死体については、業種によって産業廃棄物となります。

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、レンガくず、石膏ボード、「(11) がれき類」以外のコンクリートくず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設において捕捉されたもの（ダスト類）

より詳しく知りたい方は

下記二次元コードから市ホームページにアクセスしてください。

事業系一般廃棄物の適正処理方法		「ごみの減量及び資源化（ふなR）連携事業者」認定制度について	
事業系一般廃棄物に関する 関係連絡先一覧		食品ロスの削減について	
船橋市一般廃棄物処理基本計画 について			

ごみは適正に処理しよう！

問い合わせ先
船橋市 環境部 廃棄物指導課
TEL: 047-436-3810

